令和七年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年 10 月 10 日
厚　生　労　働　省

今般制定された、令和七年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件（令和７年厚生労働省告示第 270 号）は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第１号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八　（略）

担当：厚生労働省　労働基準局労働保険徴収課

令和七年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件について（概要）

令 和 ７ 年 １０ 月
厚生労働省労働基準局
労 働 保 険 徴 収 課

１．改正の趣旨

○　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和 48 年政令第 195 号）第１条第１項第１号及び同条第２項第１号において、労働保険事務組合に対して労働保険料又は一般拠出金（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第４号）第 37 条第１項の一般拠出金をいう。以下同じ。）に係る報奨金を交付する要件として、７月 10 日において、前年度の労働保険料又は一般拠出金であって、常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料又は一般拠出金の額の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていることが規定されている。

ただし、同令第１条第１項第１号ただし書及び第２項第１号ただし書の規定により、７月 10 日において当該要件を満たしていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、厚生労働大臣が定める日（以下「算定基準日」という。）において、合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていることが要件とされている。

○　令和６年能登半島地震の発生に伴い、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和６年厚生労働省告示第３号）により、石川県のうち、輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び同郡能登町における労働保険料等に関する法定納期限が延長されているところ、今般、石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（令和７年厚生労働省告示第 240 号）により、延長後の法定納期限が令和７年 10 月 31 日までと定められたことを受け、令和７年度における当該地域の報奨金の交付の要件に係る算定基準日について、当該法定納期限と同日とするもの。

２．告示の内容

○　令和６年能登半島地震の発生を受け、令和７年度における当該地域の報奨金の交付の要件に係る算定基準日を以下のとおりとする。

石川県のうち、輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び同郡能登町･･･令和７年 10 月 31 日

３．根拠条文

○　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令第１条第１項第１号ただし書及び同条第２項第１号ただし書

４．適用期日等

○　告 示 日：令和７年 10 月 10 日
○　適用期日：告示日